

一般競争入札説明書

2021年7月15日付をもって公告した一般競争入札に関し、下記のとおり実施する。

記

1 工事発注者

〒722-2101 広島県尾道市因島大浜町 427-9
社会福祉法人 若葉 理事長 村上 祐司
TEL 0845-24-1000 FAX 0845-24-0783

2 対象工事

- (1) 工 事 名 ホームわかば新開（仮称）
- (2) 工事場所 広島県尾道市因島中庄町 4178 番 1
- (3) 工事概要 木造 地上 1 階 （準耐火構造）
建築面積：638.47 m² 延床面積：610.32 m²
- (4) 工 期 契約締結日～2022年3月31日（木）

3 入札参加資格

- (1)入札参加者は単体企業であること。
- (2)地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3)尾道市競争入札参加資格者として、一般競争入札に付する対象工事と同種の工種等について登録していること。

工種は建築、等級は A とし、県内に所在地区分（本店又は支店）を有していること。

- (4)入札公告日の日から落札決定の時までの期間に、建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

- (5)会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 尾道市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第

- 2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
- イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。

(8)現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。

(9)対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。

(10)受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

(11)代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(12)当法人の理事等と業者間に特別の利害関係(租税特別措置法施行令第25条の1第6項第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。)がないこと。

(13)入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加してないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

4 入札参加申請等

この一般競争入札に参加を希望する者は、3に掲げる資格を有するか確認を受けるた

め、次に従い、この説明書が以下の申請書及び資料を提出し、当法人による入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1)申請書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 建設業許可証明書の写し
- ウ 尾道市の建設工事競争入札参加資格認定通知書の写し
- エ 当該工事と同種又は類似工事の施工実績を証する書類（工事契約書等）の写し
- オ 会社案内（パンフレット等）
- カ その他必要と認める書類

(2)提出期限

2021年7月19日(月)から 2021年7月26日(月)

(3)提出場所

社会福祉法人若葉 法人本部
〒722-2101 広島県尾道市因島大浜町 427-9

(4)提出方法

1部を持参して提出することとする。郵送の場合は提出期限最終日必着。

(5)その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、当法人が行う入札参加資格の確認以外の目的には使用しない。

5 入札参加資格の審査等

- (1)入札に参加しようとする者は、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- (2)審査結果は、2021年7月26日(月)に申請者に書面にて通知(発送)する。
なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由を付して通知する。
- (3)入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。書面は、2021年7月30日(金)までに、社会福祉法人若葉まで持参すること。

6 入札方法、開札等

- (1)入札場所 広島県尾道市因島大浜町 427-9 法人本部
- (2)入札の日時 2021年8月30日(月) 14時00分
- (3)提出方法 (2)の日時に直接持参とすること。

入札時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることがあるので持参すること。

なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

開札は、入札終了後、直ちに6(1)で示す入札場所において行うので、入札参加者はこれに立ち会うこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金：入札保証金は、免除する。

(2)契約保証金：契約保証金は、免除とする。

8 落札者の決定方法 必須

(1)本工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

※最低制限価格を設定しているので、それを下回る入札は失格とする。

(2)開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数は2回とし、2回で落札しない場合は入札を不調とする。

なお、最低制限価格を下回った入札をした者は再度入札には参加できない。

(3)最低の価格の入札者が複数いた場合はくじ引きとする。

9 入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税等に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(消費税相当額を含んだ額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 前金払及び部分払

工事請負契約書における出来高払い

11 設計図書等の閲覧及び貸与

(1)閲覧

ア 期間：2021年7月26日(月)から2021年7月30日(金)まで
午前10時から午後4時まで（土・日・祝日を除く。）

イ 場所：社会福祉法人若葉 法人本部

(2)貸与（入札参加希望者に限り設計図書を下記の通り貸与する。）

ア 期間：2021年7月26日(月)から2021年7月30日(金)まで
午前10時から午後4時まで（土・日・祝日を除く。）

イ 場 所：社会福祉法人若葉 法人本部
(〒722-2101 広島県尾道市因島大浜町 427-9)
ウ 配布形式：CD-R(PDF ファイル形式)

12 設計図書等に関する質問等

- (1)受付期間：2021年8月2日(月)から2021年8月6日(金)
受付期間最終日の17:30まで
- (2)受付場所：社会福祉法人若葉 法人本部
- (3)提出方法：指定書式で電子メールにより提出のこと。
- (4)回答日時：2021年8月12日(木)
- (5)回答方法：電子メール又は電話にて行う。

13 消費税等課税事業者等の届出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者か免税事業者であるかを申し出ること。

14 契約書作成の要否

契約書は本公告、説明書に準じ作成する。(ただし、削除改訂部分その他については別途指示する。)

その他、建築関係民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に準じることとする。

15 その他

(1)開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者の行った入札、この入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び下記で定める入札は無効とする。

ア 入札書に入札者(代理人)の記載又は押印がなされていない入札

イ 入札書の金額を訂正した入札

ウ 2以上の入札書を提出した入札

エ 入札書の内容が確認できない入札、記載漏れがある入札

オ 入札に関し不正の行為をした者の入札

カ 委任状を持参しない代理人がした入札

キ その他理事長が定める入札に関する条件に違反した入札

(2)入札参加者は、本法人の経理規程、尾道市が定める「社会福祉法人等における施設整備事務取扱要領」及びその他関係法令を遵守すること。

(3)入札に関する必要な各種書類の様式(申請書、委任状等)については、この説明書の様式を参考にするほか、尾道市の様式等に準じて、入札に参加する者が作成すること。

(4)以下に係る費用は工事請負者の負担とする。

諸官公署、電力会社等への各種申請書、届出書等の提出に係る費用
(5)JKA 及び福祉医療機構が求める資料等の提出について協力すること。

16 問い合わせ先

社会福祉法人 若葉 担当：副島基嗣
TEL 0845-24-1000 FAX 0845-24-0783
Mail : honbu@wakaba-innoshima.com